

2015年1月15日

マスミューチュアル生命 百十四銀行、山形銀行を通じ、 『悠々時間アドバンス(円建/米ドル建/豪ドル建)』を販売開始



(円建/米ドル建/豪ドル建)

積立利率金利連動型年金(AⅡ型)
積立利率金利連動型年金(米ドル建)年金額確定特約付
積立利率金利連動型年金(豪ドル建)

マスミューチュアル生命保険株式会社(本社:東京都品川区、代表取締役社長:井本 満、以下マスミューチュアル生命)は、株式会社百十四銀行(本店:香川県高松市、取締役頭取:渡邊 智樹)および株式会社山形銀行(本店:山形県山形市、取締役頭取:長谷川 吉茂)を通じ、『悠々時間アドバンス(円建/米ドル建/豪ドル建)』(正式名称:積立利率金利連動型年金(AⅡ型)/積立利率金利連動型年金(米ドル建)年金額確定特約付/積立利率金利連動型年金(豪ドル建))の販売を開始いたします。

百十四銀行、山形銀行にて販売されてきましたマスミューチュアル生命のロングセラー商品「悠々時間アドバンス(円建)」に、海外の好金利を活かした米ドル建、豪ドル建の商品が加わりました。当商品は、まとまったご資金をご選択いただいた契約通貨でふやしなが、定期的にお受取りいただける定額個人年金保険です。

マスミューチュアル生命は事業の柱の1つである金融機関での保険販売において、これからもお客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

| 取扱開始日 | 取扱金融機関 |
|------------|-----------|
| 2015年1月19日 | 株式会社百十四銀行 |
| 2015年1月26日 | 株式会社山形銀行 |

商品の特徴

- 日本円、米ドル、豪ドルの3種類の通貨から契約通貨を選択できます。
 - 為替リスクを負わずに運用したい場合は円建を、海外の好金利を活かして運用したい場合は米ドル建、豪ドル建を選択していただける商品です。
 - 「ご指定の口座」で「決まった時期」に受取れます。
 - 米ドル建、豪ドル建をご選択いただいた場合、年金は指定通貨だけでなく、円でも受取れます。
 - 万一の場合にはご家族に引き継ぐことができます。
 - 被保険者が亡くなられても、死亡給付金(据置期間中)や継続年金(年金受取期間中)として、ご家族がお受取りいただけます。
- ※円建の場合は、年金受取期間中の継続年金の受取にかえて、死亡一時金でもお受取りいただけます。

「悠々時間アドバンス(円建)」

年金種類と取扱い範囲

| 年金種類 | 据置期間 | 年金受取期間/ 保証期間/保証金額 | 契約年齢 (被保険者の 満年齢) | 年金受取 開始年齢 |
|-----------------|----------|---------------------------------|------------------------|--------------|
| 確定年金 | 1年～10年 | 年金受取期間: 5・10・15・20・30・36・40年 | 0歳～89歳 | 1歳～90歳 |
| 保証期間付終身年金 | 0年*1～10年 | 保証期間: 5・10・15・20・30・36・40年 | 6歳～89歳 | 16歳～90歳 |
| 年金総額保証付 終身年金 | 0年*1～10年 | 保証金額:基本給付金額と 年金原資のいずれか大きい金額 | 6歳～89歳 | 16歳～90歳 |

*1 年金の受取開始は最短でご契約の2ヵ月後となります。(据置期間0年(即時払年金特則付加)で年金の分割回数を年6回払または年12回払とした場合)

※確定年金の年金受取期間および終身年金の保証期間、受取保証部分の期間満了時における被保険者の年齢が120歳を超えることはできません。

※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、年金受取期間がある場合があります。

契約の取扱い

| | |
|--------------------|---|
| 一時払保険料/年金額 | 一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。 |
| ① 一時払保険料 | 200万円以上(契約年齢が70歳以上の場合は200万円以上5億円以下) |
| ② 年金額 | 10万円以上3,000万円以下*2 |
| 保険料払込方法 | 一時払のみ |
| 付加できる特則・特約 | ・即時払年金特則 ・新遺族年金支払特約 ・指定代理請求特約 |
| 契約初期費用 | 一時払保険料の4% |
| 年金分割受取回数 | 年2回・4回・6回・12回払 (分割1回あたりの受取額は、年2・4・6回払は5万円以上/年12回払は3万円以上) |
| 積立金の引出 | 積立金額が基本給付金額を超えているときは、据置期間中の契約応当日に限り、その差額を限度として、市場価格調整の適用なしに積立金を引出すことができます。 ※10万円以上1万円単位でお取扱いとなります。 |
| 契約者貸付制度 | ご契約者は、据置期間中に限り、積立金の40%の範囲内で、マスマチュアル生命の定める利率によって貸付を受けることができます。 |
| 配当金について | 配当金はありません。 |
| クーリング・オフ制度 について | この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となります。 |
| その他のお取扱い について | 据置期間の延長・短縮および基本給付金額の増額のお取扱いはありません。 |

*2 同一被保険者でマスマチュアル生命の他の一時払定額年金保険契約がある場合は、年金額を通算して3,000万円(かつ契約年齢が70歳以上の場合は一時払保険料で5億円)を超えることはできません。

「悠々時間アドバンス(米ドル建)」

年金種類と取扱い範囲

| 年金種類 | 据置期間 | 年金受取期間/ 保証金額 | 契約年齢 (被保険者の 満年齢) | 年金受取 開始年齢 |
|-----------------|------|--|------------------------|--------------|
| 確定年金 | 1年 | 10年・20年 | 0歳～89歳 | 1歳～90歳 |
| | 5年 | | 0歳～85歳 | 5歳～90歳 |
| | 10年 | | 0歳～80歳 | 10歳～90歳 |
| 年金総額保証付 終身年金 | 0年*1 | 下記①②のいずれか 大きい金額×保証金額割合*2 ①年金原資 ②基本保険金額 | 16歳～89歳 | 16歳～89歳 |
| | 5年 | | 11歳～85歳 | 16歳～90歳 |
| | 10年 | | 6歳～80歳 | |

*1 年金の受取開始は最短でご契約の2ヵ月後となります。(据置期間0年(即時払年金特則付加)で年金の分割回数を年6回払または年12回払とした場合)

*2 100%・110%・120%からお選びいただけます。

※年金総額保証付終身年金の場合、受取保証部分の期間満了時における被保険者の年齢が120歳を超えることはできません。

※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、年金受取期間がある場合があります。

契約の取扱い

| | | | |
|-------------------------------|---|----------------------------------|--------------------|
| 一時払保険料/年金額 | 一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。 | | |
| ① 一時払保険料 | お払込み 通貨 | 米ドル | 円*3 (保険料円入金特約付加) |
| | 最低 | 20,000米ドル以上 (100米ドル単位) | 200万円以上 (1万円単位) |
| | 最高 | ご契約年齢が70歳以上の場合 5億円*4・5以下 | |
| ② 年金額 | 最低 | 1,000米ドル(米ドルでお受取りになる場合は6,000米ドル) | |
| | 最高 | 3,000万円*4・5 | |
| 保険料払込方法 | 一時払のみ | | |
| 付加できる特約*6 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険料円入金特約 ・円支払特約 ・年金円支払特約 ・新為替ターゲット特約 ・指定代理請求特約 | | |
| 契約初期費用 (一時払保険料に対する割合) | 一時払保険料に対して、下表の割合を乗じた金額を契約初期費用として控除します。 | | |
| | 据置 期間 | 10年 確定年金 | 20年 確定年金 |
| | 1年 | 4.5% | 5.5% |
| | 5年 | 5.0% | 6.0% |
| | 10年 | 5.5% | 6.5% |
| | 据置 期間 | 年金総額保証付 終身年金 | |
| | 0年 | 7.0% | |
| | 5年 | | |
| | 10年 | | |
| 年金受取時の費用 | 年金管理費として毎年の年金受取時に、年金額の1%を積立金から控除します。 | | |
| 年金分割受取回数 (円でお受取りになる 場合) | 年2回・4回・6回・12回払 (分割1回あたりの受取額は、年2・4・6回払は500米ドル以上/年12回払は250米ドル以上) ※米ドルでお受取りになる場合は、年1回払のみとなります。 | | |
| 契約者貸付制度 | お取扱いはありません。 | | |
| 配当金について | 配当金はありません。 | | |
| クーリング・オフ制度 について | この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となります。 | | |
| その他のお取扱い について | 据置期間、年金受取期間の延長・短縮、基本保険金額の増額ならびに年金種類の変更のお取扱いはありません。 | | |

*3 円でお払込みいただく場合の為替レートは、「この保険のご検討にあたってご確認ください」をご覧ください。

*4 円換算にあたっては、契約日が属する年度のマスミューチュアル生命が定める通算為替レートを用います。

*5 同一被保険者でマスミューチュアル生命の他の一時払定額年金保険契約がある場合は、その年金額と本商品の円換算年金額を通算して3,000万円(かつ契約年齢が70歳以上の場合一時払保険料で5億円)を超えることはできません。

*6 この商品には年金額確定特約が付加されます(据置期間0年の場合、本特約中の即時払年金特則が適用となります)。

「悠々時間アドバンス(豪ドル建)」

年金種類と取扱い範囲

| 年金種類 | 据置期間 | 年金受取期間 | 契約年齢 (被保険者の 満年齢) | 年金受取 開始年齢 |
|------|------|----------------|------------------------|--------------|
| 確定年金 | 1年 | 5・10・15・20年 | 0歳～89歳 | 1歳～90歳 |
| | 3年 | 5・10・15・20・30年 | 0歳～87歳 | 3歳～90歳 |
| | 5年 | 5・10・15・20年 | 0歳～85歳 | 5歳～90歳 |
| | 10年 | 5・10・15年 | 0歳～80歳 | 10歳～90歳 |

※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間、年金受取期間がある場合があります。

契約の取扱い

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|-------------------------------------|----------------------|-----------------------------|------|------|
| 一時払保険料/年金額 | 一時払保険料・年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。 | | | | | |
| ① 一時払保険料 | お払込み 通貨 | 豪ドル | 円*1 (保険料円入金特約付加) | 米ドル*1 (保険料外貨入金特約付加) | | |
| | 最低 | 20,000 豪ドル以上 (100 豪ドル単位) | 200 万円以上 (1 万円単位) | 20,000 米ドル以上 (100 米ドル単位) | | |
| | 最高 | ご契約年齢が 70 歳以上の場合 5 億円*2・3 以下 | | | | |
| ② 年金額 | 最低 | 1,000 豪ドル(豪ドルでお受取りになる場合は 6,000 豪ドル) | | | | |
| | 最高 | 3,000 万円*2・3 | | | | |
| 保険料払込方法 | 一時払のみ | | | | | |
| 付加できる特約 | ・保険料円入金特約 ・保険料外貨入金特約 ・円支払特約Ⅱ ・年金円支払特約Ⅱ ・新為替ターゲット特約 ・指定代理請求特約 | | | | | |
| 契約初期費用 (一時払保険料に対する割合) | 一時払保険料に対して、下表の割合を乗じた金額を契約初期費用として控除します。 | | | | | |
| | 据置期間 | 年金受取期間 | | | | |
| | | 5年 | 10年 | 15年 | 20年 | 30年 |
| | 1年 | 5.0% | 5.5% | 5.5% | 6.0% | - |
| | 3年 | 5.0% | 5.5% | 6.0% | 6.0% | 6.0% |
| 5年 | 5.5% | 6.0% | 6.0% | 6.0% | - | |
| 10年 | 6.0% | 6.0% | 6.0% | - | - | |
| 年金受取時の費用 | 年金管理費として毎年の年金受取時に、年金額の 1% を積立金から控除します。 | | | | | |
| 年金分割受取回数 (円でお受取りになる 場合) | 年 2 回・4 回・6 回・12 回払 (分割 1 回あたりの受取額は、年 2・4・6 回払は 500 豪ドル以上/年 12 回払は 250 豪ドル以上) ※豪ドルでお受取りになる場合は、年 1 回払のみとなります。 | | | | | |
| 契約者貸付制度 | お取扱いはありません。 | | | | | |
| 配当金について | 配当金はありません。 | | | | | |
| クーリング・オフ制度 について | この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)の対象となります。 | | | | | |
| その他のお取扱い について | 据置期間、年金受取期間の延長・短縮、基本給付金額の増額のお取扱いはありません。 | | | | | |

*1 円または米ドルでお払込みいただく場合の為替レートは、「この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項」をご覧ください。

*2 円換算にあたっては、契約日が属する年度のマスミューチュアル生命が定める通算為替レートを用います。

*3 同一被保険者でマスミューチュアル生命の他の一時払定期年金保険契約がある場合は、その年金額と本商品の円換算年金額を通算して3,000万円(かつ契約年齢が70歳以上の場合一時払保険料で5億円)を超えることはできません。

<この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項>

下記は一部通貨によって適用が異なります。ご契約いただいた通貨に応じてご確認ください。
なお、詳細は各商品の「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■市場リスク・為替リスクについて

この保険は積立金を一般勘定で管理し、マスマチュアル生命所定の方法により計算された積立利率で運用しており、将来の年金額がご契約時点においての契約通貨で確定する年金保険です。据置期間中の解約払戻金、年金受取期間中の年金の一括受取額、年金の種類等の変更等による変更後の年金原資等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、米ドル建、豪ドル建の場合は、為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

■お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、円建の場合は契約初期費用、米ドル建・豪ドル建の場合は契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。また、円貨と外国通貨を交換される場合等で、外国通貨のお取扱いに必要とされる費用があります。

【契約初期費用(ご契約の締結等に必要となる費用)】

年金の種類、据置期間および年金受取期間に応じ、次の金額を一時払保険料から控除します。

- ・円建 : 一時払保険料の4%
- ・米ドル建: 一時払保険料の4.5%~7.0%
- ・豪ドル建: 一時払保険料の5.0%~6.0%

【保険期間中の費用】

- ・円建: 契約初期費用以外に据置期間・年金受取期間中に直接ご負担いただく費用はありません。
- ・米ドル建、豪ドル建: 年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の1%の年金管理費を積立金から控除します。

なお、いずれの通貨においても積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用について】

- ・米ドル建、豪ドル建の保険料を円貨やご契約通貨(米ドルまたは豪ドル)以外の外貨にてご用意される際には為替手数料が必要となる場合があります。また、保険料をご契約通貨(米ドルまたは豪ドル)でお払込みになる際には、銀行への振込手数料等の手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、マスマチュアル生命からお支払いする年金等をご契約通貨(米ドルまたは豪ドル)でお受取りになる際や、そのご契約通貨(米ドルまたは豪ドル)を円貨に交換してお引出しする際にも手数料が必要となる場合があります。
- ・「保険料円入金特約」または「保険料外貨入金特約」の付加により保険料を円貨または米ドルでお払込みいただく場合、および「円支払特約Ⅱ」「年金円支払特約Ⅱ」の付加により年金等を円貨でお受取りになる場合の為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

| | | |
|------|--------------------------|------------------------------------|
| 米ドル建 | 保険料円入金特約の為替レート | TTM + 50銭 |
| 豪ドル建 | 保険料円入金特約の為替レート | TTM + 50銭 |
| | 保険料外貨入金特約の為替レート | (豪ドルのTTM+ 25銭) ÷ (米ドルのTTM- 25銭) |
| | 円支払特約Ⅱ 年金円支払特約Ⅱの為替レート | TTM - 50銭 |

*TTM(対顧客電信仲値)は、マスマチュアル生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2015年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

■市場リスク・為替リスク以外で、次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります

- ・ご契約時にお払込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。
- ・据置期間が短いご契約の場合、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。
- ・年金の一括受取をした場合、年金の一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。
- ・円建の場合、年金受取開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、死亡一時金額およびすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

マスマチュアル生命について

MassMutual Life Insurance Company

マスマチュアル生命は、米国総合金融グループ「マスマチュアル・フィナンシャル・グループ」に属し、日本国内シニア・法人マーケットを中心に事業展開する生命保険会社です。「お客さま目線」を第一に開発した商品を、提携金融機関・代理店等を通じ提供しております。

マスマチュアル生命の URL: www.massmutual.co.jp

▶ 格付けについて

マスマチュアル生命はスタンダード&プアーズ社(S&P)より保険財務力格付けにおいて「AA-」の評価を受けています。

※表記の格付けは2015年1月14日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付会社の意見であり、保険金支払などについて格付会社が保証を行うものではありません。

AA-

保険財務力格付け
スタンダード&プアーズ社

マスマチュアル・フィナンシャル・グループについて

マサチューセッツ・ミュチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニー(米国マスマチュアル)は、1851年創業の大手生命保険相互会社であり、会員及び利益配当付保険契約者のために運営されています。同社はその長い歴史にわたって健全な財務体質と好調な業績を維持しており、配当保証はしていませんが、1860年代以降、適格利益配当付保険契約者に対し毎年配当を実施してきました。米国マスマチュアルでは、終身生命保険をベースとしつつ生命保険、就業不能(所得補償)保険、長期介護保険、退職/401(k)プランニングサービス、年金保険などお客さまの金融ニーズに合わせた商品を提供しています。さらに、拡大する同社の強力な金融専門家のネットワークにより、お客さまが財産を長期的に管理される上での確かな決断を下されるよう助力しています。

「マスマチュアル・フィナンシャル・グループ」は、マサチューセッツ・ミュチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーならびにその関係会社及び販売代理店を指すマーケティング・ネームです。米国マスマチュアルはマサチューセッツ州スプリングフィールドに本拠を有しており、主要関係会社には、パプソン・キャピタル・マネジメン・LLC、その子会社であるコーナーストーン・リアルエステート・アドバイザーズ・LLC、ベアリング・アセット・マネジメン・リミテッド、ザ・ファースト・マーカンタイル・トラスト・カンパニー、マスマチュアル・インターナショナル・LLC、MML・インベスターズ・サービス・LLC、メンバーズ FINRA & SIPC、オープンハイマー・ファンド・インク、ザ・マスマチュアル・トラスト・カンパニー・FSBが含まれます。

マスマチュアル・フィナンシャル・グループの URL: www.massmutual.com

▶ 米国マスマチュアルの格付けについて

グループの中核となっている「マサチューセッツ・ミュチュアル・ライフ・インシュアランスカンパニー」はスタンダード&プアーズ社(S&P)より保険財務力格付けにおいて「AA+」の評価を受けています。

※表記の格付けは2015年1月14日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付会社の意見であり、保険金支払などについて格付会社が保証を行うものではありません。

AA+

保険財務力格付け
スタンダード&プアーズ社